

## 第 2 期長野県地域福祉支援計画の策定について

地域福祉課

### 1 計画策定の趣旨

現行計画が令和 4 年度（2022 年度）で終了することから、第 2 期計画として、地域共生社会の実現を目指すとともに市町村地域福祉計画の達成に資するため、近年の地域福祉を取り巻く社会状況の変化等を踏まえ、地域福祉の基本的な方向性を示して、市町村を始め様々な主体の取組を支援する県の施策に関する計画を策定する。

（根拠法：社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 108 条第 1 項）

### 2 計画期間

令和 5 年度から令和 9 年度まで（5 年間）

### 3 策定の方法

社会福祉審議会地域福祉計画専門分科会での意見や、パブリックコメントも踏まえて策定

### 4 策定スケジュール（予定）

時 期	内 容
令和 4 年 2 月	社会福祉審議会へ諮問
令和 4 年 6 月	
令和 4 年 7 月	地域福祉計画専門分科会 第 1 回 計画の方向性等
令和 4 年 10 月	第 2 回 素案の検討等
令和 4 年 12 月	第 3 回 原案の検討等
令和 5 年 1 月～ 令和 5 年 2 月	パブリックコメント
令和 5 年 2 月	社会福祉審議会へ報告、答申
令和 5 年 3 月	計画決定（部局長会議）

＜参考＞社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

（都道府県地域福祉支援計画）

第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
  - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
  - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
  - 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。